

## 狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）

（鑑札の提出）

第 16 条の 4 法第 4 条第 2 項又は動物愛護管理法第 39 条の 7 第 6 項の規定により鑑札の交付を受けた犬の所有者は、動物愛護管理法第 39 条の 7 第 2 項の規定により当該犬に装着されているマイクロチップが鑑札とみなされた場合は、速やかに、犬の所在地を管轄する市町村長に法第 4 条第 2 項の規定により交付を受けた鑑札を提出しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。